

田尻町手話言語条例をここに公布する。

令和7年3月26日
田尻町長 栗山 美政
田尻町条例第1号

田尻町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及に関して基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての町民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための施策の推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項の施策と町が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(町民及び事業者の役割)

第6条 町民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。